

～ 令和8年度 河北町就学援助制度のお知らせ ～

河北町では、小・中学生のお子さんを就学させるにあたり、経済的な援助が必要な世帯に対し、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

就学援助費を必要とする状況である方は、下記「2. 申請方法」により学校に申請書を提出してください。なお、既に就学援助を受けている方も申請は毎年度必要になります。

＜1. 援助の対象となる方＞

河北町に住所を有する児童生徒の保護者で、下記①～④のいずれかに該当する方

- ① 生活保護を受けている方（…要保護）
- ② 前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する方（…準要保護）
 - ・生活保護が停止または廃止になった
 - ・町民税が非課税または減免されている（同一生計世帯全員）
 - ・個人事業税が減免されている
 - ・固定資産税が減免されている
 - ・国民年金の掛金が免除されている
 - ・国民健康保険税が減免または徴収が猶予されている（軽減のことではありません）
 - ・児童扶養手当が支給されている（児童手当のことではありません）
 - ・生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた
- ③ 上記②以外の方で、次のいずれかに該当する方（…準要保護）
 - ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方
 - ・保護者の職業が不安定または学校納付金の納付状態や被服等が悪く、学用品等に不自由しているなど、経済的理由により生活状態が極めて悪いと認められる方
 - ・PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている方
 - ・経済的理由による欠席日数が多い場合 ・被災児童生徒
- ④ 上記①～③以外の方で、世帯全員の所得合計額が別表1の所得基準額を下回る方のうち、特に援助を必要と認める状態にある方（…準要保護）

別表 1	世帯人員数	所得基準額（万円）	ひとり親世帯のときは、上記金額に26万円を加算します。 世帯人員が6人を超えるときは、1人増すごとに35万円を242万円に加算します。
	2人	102	
	3人	137	
	4人	172	
	5人	207	
	6人	242	

＜2. 申請方法＞

- 通学している学校又は就学予定の学校に「児童生徒就学援助費支給認定書（様式第1号）」を提出してください。【学校への提出締切日（1次）：令和8年2月10日（火）】
- ※ 地区の民生委員・児童委員との面談及び民生委員・児童委員への提出は不要となりましたので、直接学校に提出してください。
- ※ **令和8年**4月に中学校新1年生になる場合、小学校を卒業するまでは通学している小学校に提出してください。ただし、兄弟姉妹が新年度も中学校に在学している場合は中学校に提出してください。
- ※ 申請書は、教育委員会学校教育課・各学校・町HPから取得できます。添付書類は申請書の裏面をご確認ください。
- ※ 年度の途中でも随時申請可能ですが、認定となった場合の定額の費目の支給額は申請があった日から日割りでの算出となります。なお、4月中に申請があったものは、4月1日からの算出となります。
- ※ 小学校新1年生または中学校新1年生となるお子さんの保護者を対象とした入学準備学用品費の支給については、別途申請が必要です。詳細は別紙「入学準備学用品費のご案内」をご覧ください。
- ※ 申請された方全員に支給されるものではありません。

【裏面もご覧ください。】

《 3. 児童生徒就学援助費の種類 》

支給費目	援 助 内 容	支給時期等
学用品費	通常の学習に必要な学用品の購入に要する費用（実験及び実習の材料費を含む）	7月、12月の2回に分けて支給
通学用品費 ※1	通学のために必要とする靴、傘、帽子等の購入に要する費用	7月、12月の2回に分けて支給
校外活動費	校外活動（学校行事）の交通費や見学科	実績で年度末の3月に支給
新入学児童生徒学用品費 ※2	第1学年において通常必要とする学用品及び通学用品の購入に要する費用	7月に支給
修学旅行費	修学旅行へ参加するために直接必要な経費（交通費、宿泊費、見学科、記念写真代など）	修学旅行実施後、費用の精算後に支給
医療費	トラコーマ、結膜炎、白せん、中耳炎、う歯、慢性副鼻腔炎、寄生虫病などの治療費で保護者が負担する費用	児童生徒は医療券で受診し、町で直接医療機関に支払い
オンライン学習通信費	オンライン学習に要する通信費用	7月、12月の2回に分けて支給
入学準備学用品費 ※3	小学校及び中学校就学にあたり、通常必要とする学用品及び通学用品の購入に要する費用	入学前の3月又は入学後の5月

- ※1 新入学児童生徒学用品費、入学準備学用品費及び他市町村における同等の援助のいずれかを受給した令和8年度の小学校1年生・中学校1年生は除きます。
- ※2 入学準備学用品費又は他市町村における同等の援助を受給していない令和8年度の小学校1年生・中学校1年生で、年度当初までに申請された方のみ対象となります。
- ※3 別途、申請が必要です。小学校新1年生または中学校新1年生となるお子さんの保護者が対象です。別紙「入学準備学用品費の入学前支給のご案内」をご覧ください。

《 4. 児童生徒就学援助費支給額 》 参考：令和7年度の支給額（年額）

支 給 費 目		小学校（年額）	中学校（年額）	備考
学 用 品 費〔準〕		11,630円	22,730円	
通 学 用 品 費〔準〕		2,270円	2,270円	上記※1参照
校外活動費〔準〕	宿泊無し	1,600円	2,310円	実績による限度額
	宿泊有り	3,690円	6,210円	実績による限度額
新入学児童生徒学用品費〔準〕		57,060円	63,000円	上記※2参照
修 学 旅 行 費〔要・準〕		22,690円	60,910円	実績による限度額
医 療 費〔要・準〕		実 費	実 費	
オンライン学習通信費〔準〕		15,000円	15,000円	
入学準備学用品費〔準〕		57,060円	63,000円	上記※3参照

- ※ 上記金額は令和7年度の支給額です。令和8年度の金額は変更になる場合があります。
- ※ 〔要・準〕は要保護・準要保護の両方対象 / 〔準〕は準要保護のみ対象
- ※ 年度途中での申請で認定された場合の定額の費目の支給額は、申請があった日から日割りで算出となります。なお、4月中に申請があったものは4月1日からの算出となります。
- ※ 経済状況の好転等で認定要件を欠くことになったときは、認定は取り消しとなります。その際、既に支給した援助費の一部を返還していただく場合があります。

《 お問い合わせ先 》

◇通学される各小中学校 または ◇河北町教育委員会学校教育課 TEL：0237-71-1136